

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
国立市

2 構造改革特別区域の名称
くにたちIT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲
国立市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 国立市の地勢・人口

国立市は、東京都の西南部にあって、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接している。面積は8.15km²、総人口は72,101人(平成17年1月1日現在)である。

土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、水田地帯の3つに分かれている。

8.15km²のコンパクトな空間の中、多くの学校があり、学生の交流人口も多い学園都市であると同時に、白壁に赤い三角屋根のJR国立駅から、南へ真っすぐ伸びる大学通りは幅が約44mのメインストリートで、その道の両側のグリーンベルトには、桜といちょうが交互に植えられ、春には桜の花びらのカーテンがまちをピンク色に染めて、秋にはいちょうの葉が黄金色の輝きを放ち、この景色は新東京百景にも選ばれ、「くにたち」の象徴ともなっている。

また、個性的な商店やギャラリーも多数あり、大学通りを南に下り、緑あふれる南部の田園地帯には「八ヶ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、八ヶの下には湧き水が流れ、そのまわりを取り巻く自然は、四季折々の美しさで、訪れる人を和ませてくれている。

(2) 国立市の産業

ア 事業所

(東京都総務局統計部「事業所・企業統計調査報告：平成13年度」)

- ・ 事業所数：2,640店
- ・ 従業者数：24,610人

事業所の産業大分類における内訳に関し、事業所数の上位三位は、卸

売・小売業が 775 店 (29.4%)、飲食店・宿泊業が 372 店 (14%)、医療・福祉が 218 店 (8.3%) となっている。一方、従業者数は、卸売・小売業が 6,396 人 (26%)、教育・学校支援業が 3,920 人 (16%)、サービス業 (他に分類されないもの) が 3,373 人 (13.7%) となっている。

また、従業者の規模別事業所数については、1~4 人が 1,527 店 (57.8%)、5~9 人が 541 店 (20.5%)、10~29 人が 393 店 (14.9%) と小規模の事業所数が 90% を超えている。

イ 商業

(東京都総務局統計部「商業統計調査速報(卸売・小売業):平成 16 年」)

- ・ 事業所数 : 686 店
- ・ 従業者数 : 5,854 人
- ・ 年間販売額 : 176,884 百万円

卸売業・小売業を取り巻く環境は、いわゆる大店法の廃止に伴う規制緩和、商業主の高齢化と後継者難、資金力不足による店舗整備の遅れなどから、商店街において空き店舗が増加し、商店街の存続維持が厳しい状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

IT は生活の一部であるとともに、地域の産業活性化へも極めて重要な手段である。今後も IT 技術の高度化や情報化の進展に伴い、IT 産業の増加や IT 人材の必要性が高まることが予想される。

このため、情報技術に関する知識・技能を持ち、情報化を推進するための国家試験である「初級システムアドミニストレータ試験」と、情報技術全般に関する知識・技能を持つための国家試験である「基本情報技術者試験」に係る特例措置を活用することで、多数の IT 人材の育成・輩出を目指す。

本特例措置に基づく講座を開設することは、情報処理技術者試験や C I W 資格といった IT 資格を有した人材を育成するための基盤を整備することである。すなわち、市内に情報処理技術の向上や資格取得を目指す学生、社会人などの流入人口を拡大し、これらの人がスキルアップ、キャリアアップを図ることにより、学生や求職者には就職支援の一助となり、また優秀な IT 人材を確保することもできる。

このように、本特例措置を活用することで、官民協働による専門 IT 知的人材を育成し、市内における雇用拡大や社会人のキャリアアップを図ることで職住接近を生み出し、もって市内産業の活性化や起業の誘発、新たな企業誘致の促進につなげることが期待できるため、本計画を実施するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) IT資格取得の促進

本特例措置に基づく講座開設事業を予定する事業者においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容が進展し、当該試験の合格率及び合格者の増加を期待できる。

また、本特例措置を活用することで、午前試験が免除となり午後の実務的試験に集中できるので、受験者の本番試験の負担が軽減され、効率的な学習を促進し、もって市内の学生・社会人の資格取得をも促進することが見込まれる。

(2) IT人材の育成と産業振興

情報処理技術者試験やCIW資格といったIT資格を有した人材の増加は、企業が求める高度な能力を備えたIT人材が育成されることを示す。このことは、市内の企業がIT人材を獲得しやすい環境整備を図ると同時に、資格取得のための交流人口の拡大など、より一層の地域経済及び産業の活性化が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業を実施することは、IT資格取得の促進や企業が求める高度な能力を備えたIT人材を官民協働で人材育成することとなるため、就職支援の一助、市内企業への就業、起業の誘発など職住接近を生み出し、また、新たな企業誘致の促進など、より一層の地域経済及び産業の活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成18年3月に策定した「国立市第四期基本構想 第1次基本計画」における「いきいきとした産業のあるまち」の項目においては、(仮)産業振興会議を設置することとなっている。

この会議は、本市における地域産業の育成と振興について、消費者、大学を含めた専門的かつ幅広い分野から意見を求め、その活性化の方向や、企業誘致、起業支援などの施策の具体化を図る地域産業の育成と振興を検討することを目的としている。

また、この会議の提言を基に、本市の産業の向かうべき方向を展望し、その実現のために産業振興に関する条例制定を目指していく。

さらに、民間人を含むプロジェクトを立ち上げ、企業誘致促進に向けた市の基本方針も策定していく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 小山学園 専門学校東京テクニカルカレッジ

所在地： 東京都国立市東 1 - 1 5 - 5

(2) 日本C I W普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地： 東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものと

する。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 小山学園 専門学校東京テクニカルカレッジ

所在地： 東京都国立市東 1 - 1 5 - 5

(2) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地： 東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものと

する。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。